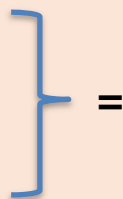


自動車税種別割を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に自動車税種別割を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています。令和8年3月31日までに取得したものについて、初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割全額を免除します。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
- プラグインハイブリッド自動車(PHV)
- 燃料電池自動車(FCV)



ゼロエミッションビークル
(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日 9時~17時)

